

令和8年6月時点

【助産所の方々へ】

**オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）
が利用可能となっています**

厚生労働省保険局

【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. ポータルサイトのご案内
4. お問い合わせ先のご案内
5. よくあるご質問

【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. ポータルサイトのご案内
4. お問い合わせ先のご案内
5. よくあるご質問

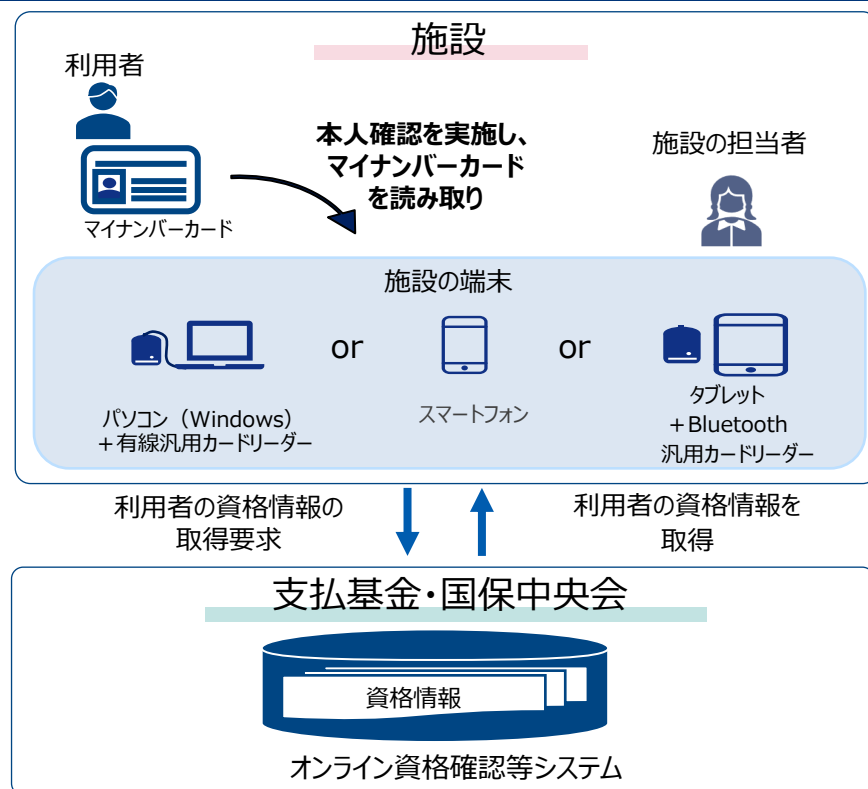
1.はじめに

助産所における保険資格確認の実施方法

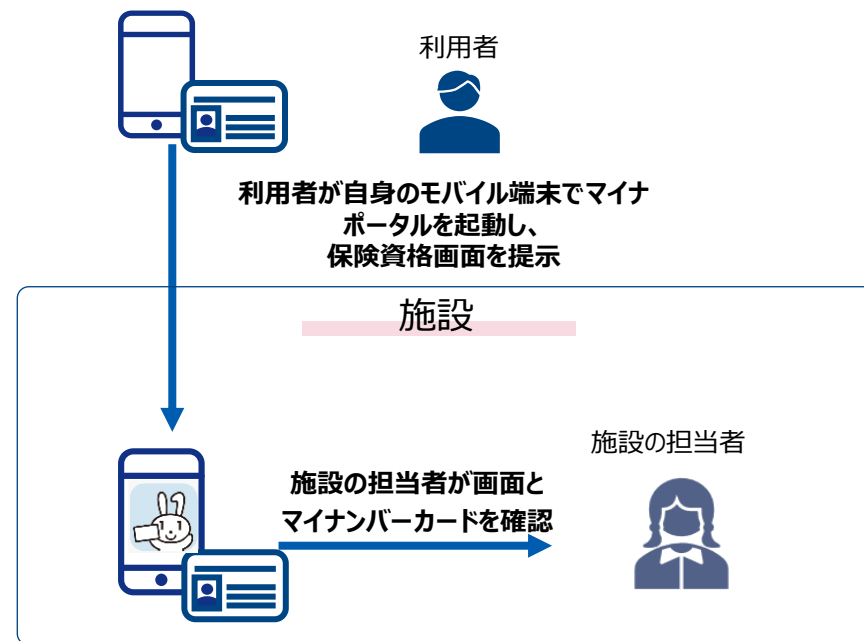
令和6年（2024年）12月2日より従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。出産育児一時金等の直接支払制度を利用する助産所（以下「助産所」という。）において、オンラインでの保険資格の確認を必要とする場合には、以下の方法で保険資格の確認が可能です。

- ① 助産所のパソコンやモバイル端末等を用いて行う「オンライン資格確認（資格確認限定型）」
 - ② マイナンバーカードと利用者のモバイル端末を用いて行う「マイナポータルの保険資格画面の確認」の組み合わせ
- 本資料では①オンライン資格確認（資格確認限定型）についてご紹介します。

①オンライン資格確認（資格確認限定型）



②マイナンバーカードとマイナポータルの保険資格画面の確認の組み合わせ



※ ③マイナンバーカードと資格情報のお知らせの組み合わせ、④資格確認書により、保険資格の確認を行う方法も可能となります。

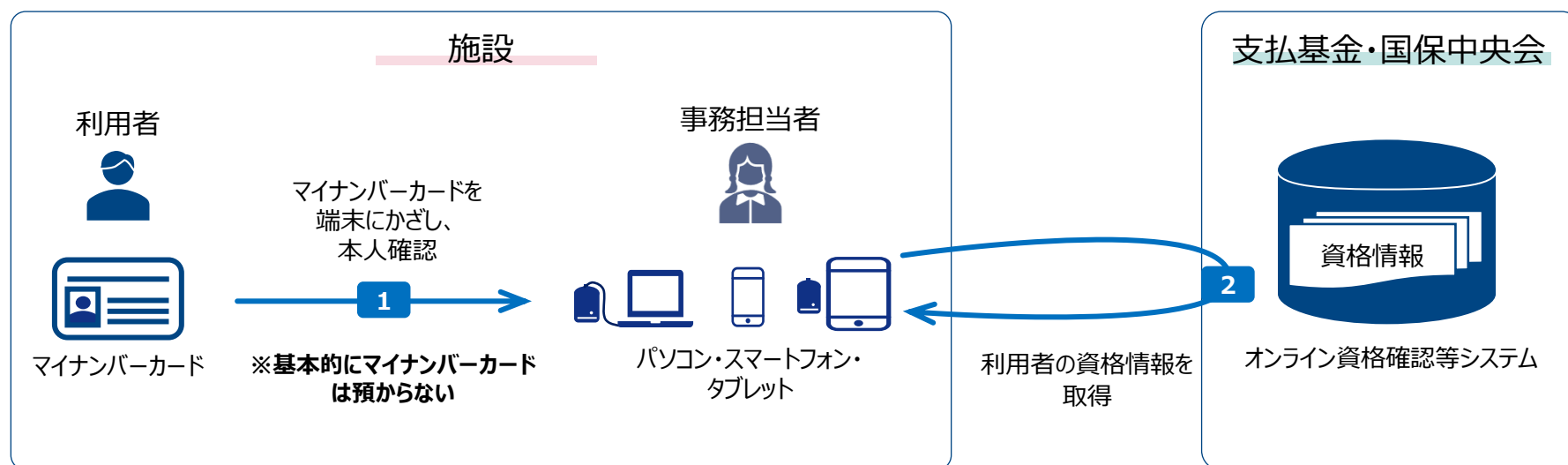
【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. ポータルサイトのご案内
4. お問い合わせ先のご案内
5. よくあるご質問

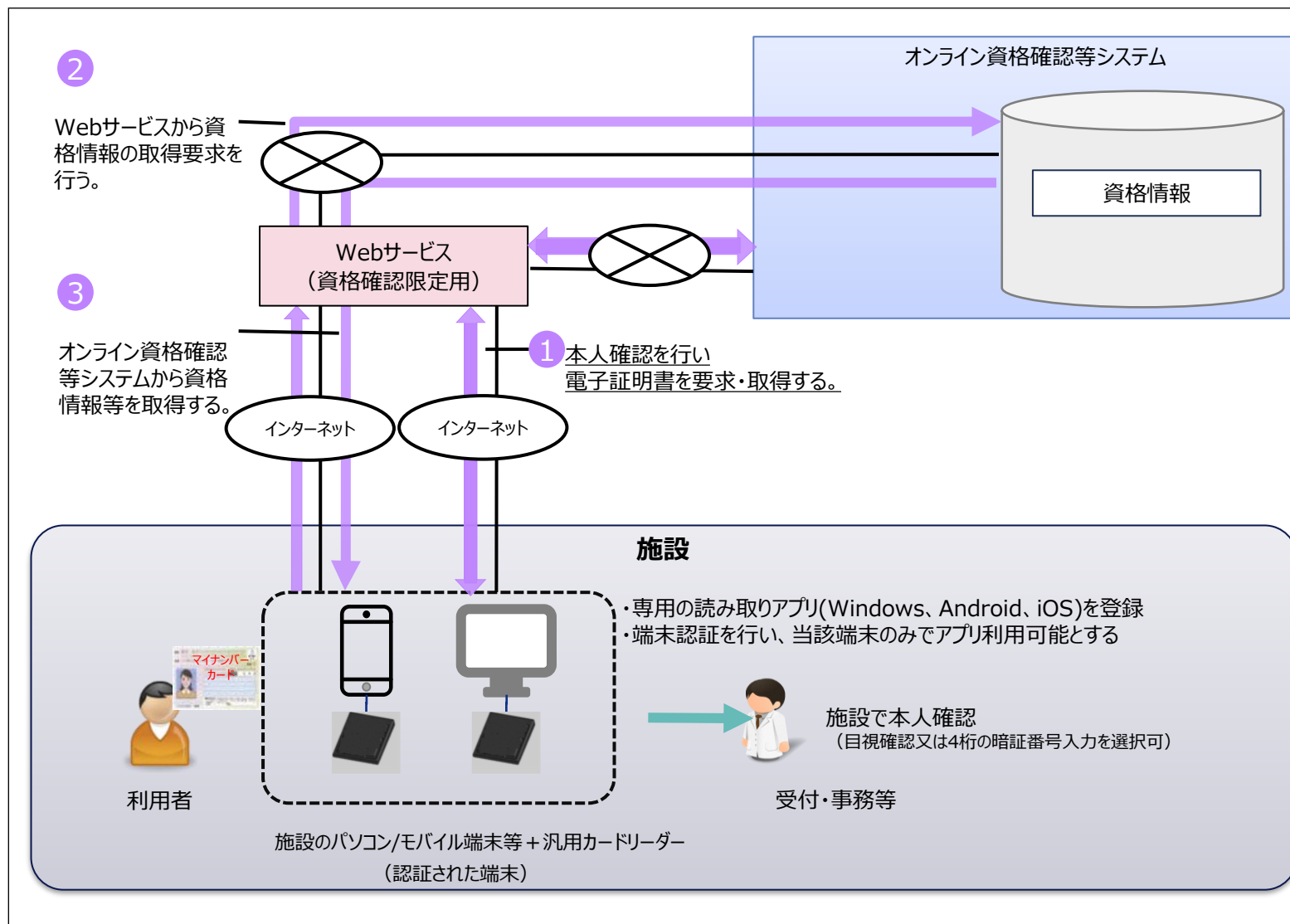
2.オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要

オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）とは、マイナンバーカードを用いて利用者の資格情報のみを取得できる仕組みです（利用者の診療情報等は取得しません）。

実施機関が配信する専用のアプリ（マイナ資格確認アプリ）を、事前に利用申請したパソコンやスマートフォン、タブレットに登録（インストール）していただき、必要に応じて市販の汎用カードリーダーと組み合わせることにより、**マイナンバーカードを読み取ってオンライン資格確認を行うことが可能**となります。



2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要

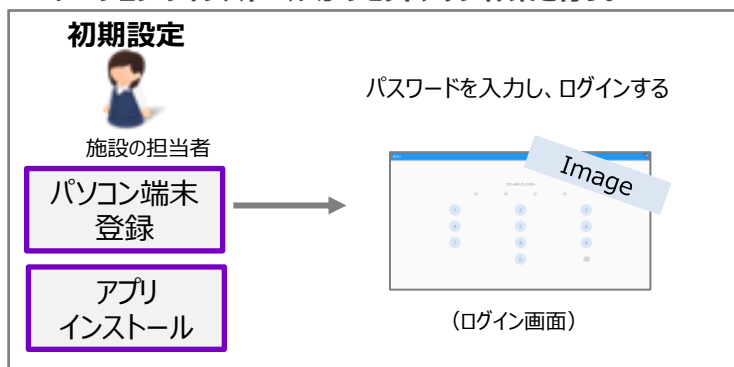


オンライン資格確認（資格確認限定型）における パソコンの画面操作イメージ

- ・ 事前にポータルサイトを通じて、パソコン端末の認証・登録を行うとともに、資格確認を行うパソコンに「マイナ資格確認アプリ」をインストールします。
- ・ 施設の担当者による目視確認又は利用者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後に、パソコンに接続した市販の汎用カードリーダーを用いて、マイナンバーカードを読み取ります。
- ・ パソコン画面上に資格情報が表示されます。

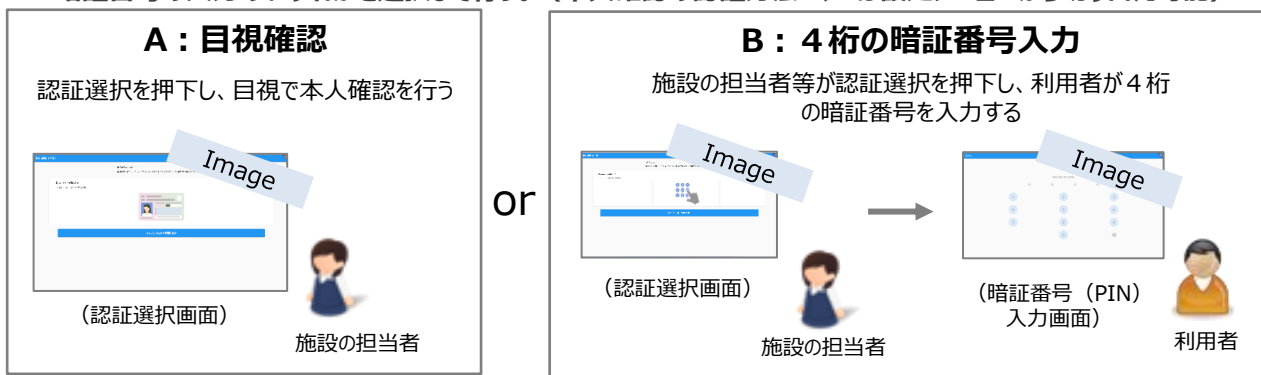
初期設定

- ① 事前の準備として、施設においてパソコン端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。



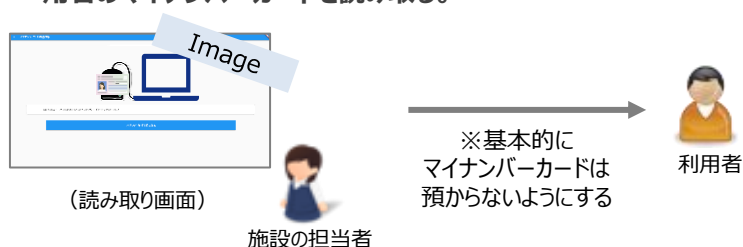
本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 施設の担当者が利用者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）利用者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。（本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能）



マイナンバーカードの読み取り

- ③ 施設の担当者がパソコンに接続した汎用カードリーダーを用いて利用者のマイナンバーカードを読み取る。



資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。



※ 資格確認結果は翌月末までは再度確認することができる。

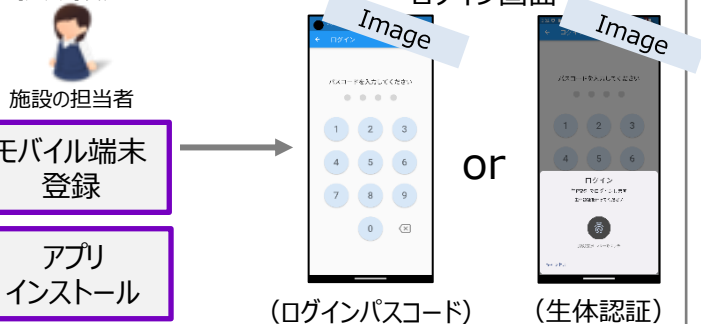
オンライン資格確認（資格確認限定型）における モバイル端末（スマートフォン・タブレット）の画面操作イメージ

- ・ 事前にポータルサイトを通じて、モバイル端末の認証・登録を行うとともに、資格確認を行うモバイル端末に「マイナ資格確認アプリ」をインストールします。
- ・ 施設の担当者による目視確認又は利用者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後にモバイル端末（又はモバイル端末に接続した汎用カードリーダー）を用いて、マイナンバーカードを読み取ります。
- ・ モバイル端末上に資格情報が表示されます。

初期設定

- ① 事前の準備として、施設においてモバイル端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。

初期設定



本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 施設の担当者が利用者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）利用者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。（本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能）

A：目視確認

認証選択を押下し、目視で本人確認を行う



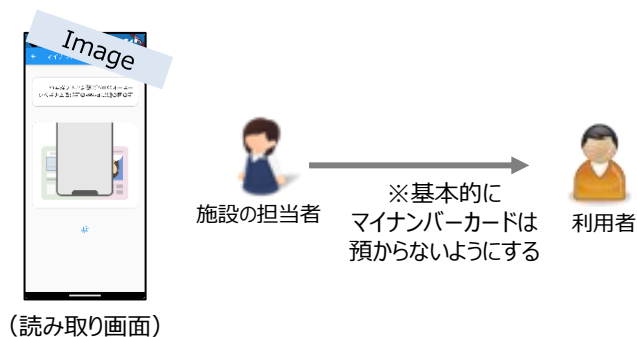
B：4桁の暗証番号入力

施設の担当者等が認証選択を押下し、利用者が4桁の暗証番号を入力する



マイナンバーカードの読み取り

- ③ 施設の担当者がモバイル端末（又は接続した汎用カードリーダー）を用いて利用者のマイナンバーカードを読み取る。



資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。



※ 資格確認結果は翌月末までは再度確認することができる。

オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み） に対する財政支援（地域診療情報連携推進費補助金）

1. 事業内容

- オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）に必要な機器（PC等に接続する汎用カードリーダー、タブレット・スマホ等のモバイル端末等の機器（※））の導入を支援する。

※デスクトップPCは対象外、ノートPCはタブレットとしても利用可能なものなど趣旨に沿ったものか個別に審査

2. 補助内容

- 補助額は最大3.1万円（事業費に対し3/4の補助）
※事業上限額は4.1万円

3. 補助金の申請期限

- 令和9年2月1日まで

補助金の申請には、ポータルサイトにアカウント登録と申請が必要となります。

※ 対象の機種については、以下の「（更新）【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について」をご確認ください。
[（更新）【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について](#)（クリックでポータルサイト掲載記事へ）

【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. ポータルサイトのご案内
4. お問い合わせ先のご案内
5. よくあるご質問

3. ポータルサイトのご案内

オンライン資格確認（資格確認限定型）をご利用いただくにはポータルサイトへのユーザー（アカウント）登録が必要となり、利用申請・補助金申請等もポータルサイトから行います。また、ポータルサイトではオンライン資格確認に関する最新情報を発信していますので、定期的にポータルサイトへのアクセスをよろしくお願いいたします。

施術所等向け総合ポータルサイト

施術所・健診実施機関等・助産所において

オンライン資格確認（資格確認限定型：資格情報のみを取得できる簡素な仕組み）をご利用いただけます。

..

施術所等向け総合ポータルサイト



<https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf>



重要なお知らせ

お知らせ、施術所等向けマイナ資格確認アプリ、閲覧権限まわりの指定なし

支払基金一般職員1・30表示・2か月間・☆☆☆☆



新規ユーザー登録はこちら

初めてご利用になれる方はこちらから



ログインはこちら

すでにアカウントをお持ちの方はこちらから



オンライン資格確認
とは？



導入準備



各種申請

各種申請される方はログインの上、
お読みください。



手順書・
マニュアル



お知らせ



よくある質問



お問い合わせ先

【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. ポータルサイトのご案内
4. お問い合わせ先のご案内
5. よくあるご質問

4. お問い合わせ先のご案内

オンライン資格確認等
コールセンター

電話



- **営業時間:** 平日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00（いずれも祝日を除く）
- **電話番号:** 0800-080-4583（通話無料）

お問い合わせフォーム



- **操作手順**
返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。
※回答までに日数を要する場合があります。



アクセスは[こちら](#)

【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. ポータルサイトのご案内
4. お問い合わせ先のご案内
5. よくあるご質問

5.よくあるご質問

Question

Q1. オンライン資格確認（資格確認限定型）を用いる場合、業務で使っているパソコン等に接続する汎用カードリーダーや、スマートフォン・タブレット等が必要とのことですが、どのような準備が必要ですか？利用者のスマートフォンは使用できますか？

A. **各施設にて必要な機器（パソコン等に接続する市販の汎用カードリーダー、あるいは、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末等）を準備いただく必要**があります。オンライン資格確認（資格確認限定型）では利用者のスマートフォンは使用しません。

※ 使用する端末は、あらかじめポータルサイトを通じて登録・認証を受ける必要があります。登録した端末でオンライン資格確認を利用するためには、マイナ資格確認アプリがインストールされていることが必要です。

※ パソコン・iPadの場合はマイナンバーカードの読み取りに市販の汎用カードリーダーが必要です。スマートフォン・一部のタブレットでは、汎用カードリーダーがなくても読み取りできるものがあります。

Q2. 業務に使用するモバイル端末等の購入に対して補助金は出ますか？

A. 施設での資格確認に必要な機器（パソコン等に接続する市販の汎用カードリーダー、あるいは、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末等）を対象として、最大3.1万円（事業費に対し3／4の額）の補助を行います。

※ 「施術所等向け総合ポータルサイト」から申請が必要です。ポータルサイトへのユーザー（アカウント）登録後、申請方法をご確認いただき、申請フォームから申請ください。